

報告第1号

金沢市公民館連合会会則の一部改正について

金沢市公民館連合会会則の一部を次のように改正する。

会則第1条を次のように改正する。

現行

(名称)

第1条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市玉川町2番2号
(玉川こども図書館内)に置く。

改正

(名称)

第1条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市広坂1丁目9番
16号(金沢市庁舎広坂分室内)に置く。

附則 この会則は、平成31年3月21日から施行する。

報告内容 金沢市玉川こども図書館の改築に伴い、現在の金沢市公民館連合会の位置が移転することとなり、平成31年3月20日開催の第7回理事会に於いて会則を一部改正したので、総会の承認を得るために報告するものである。